

# 特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(平成一五年一月一六日法律第一四二号)

## 一、提案理由(平成一五年一月三日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本法律案は、特別職の職員の給与につきまして、一般職の職員の給与改定にあわせて、所要の改正を行おうとするものであります。

すなわち、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行うほか、この法律の施行期日等について規定することとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます次第です。

## 二、衆議院総務委員長報告(平成一五年一月三日)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました両案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

……………(略)……………

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定にあわせて、内閣総理大臣、国務大臣、大使、公使及び秘書官等の俸給月額の引き下げ等を行おうとするものであります。

以上の両案は、去る九月二十九日本委員会に付託され、本日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取し、一括して質疑を行い、討論の後、採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院総務委員長報告(平成一五年一月一日)

景山俊太郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置

に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、公務員給与の引下げが及ぼす影響、公務員制度の改革の方向性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より一般職職員給与法改正案に反対、特別職職員給与法改正案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より両法案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。